

地域だより

サザンクリーンセンター推進協議会

サザン協理事会



糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、西原町、与那原町及び西原町（以下「関係6市町」という。）は、南城市に続く最終処分場建設候補地の「輪番制」について下記のとおり協定する。

記

第1条 輪番制の順位は、八重瀬町、西原町、豊見城市、与那原町、糸満市の順とする。

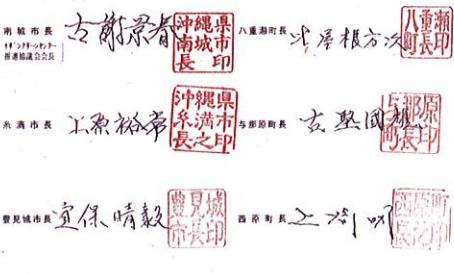
第2条 輪番制に係る順位付けについては、長期にわたる取り決め事項であり、将来情勢の変化に伴い直面の必要が生じることも予想される。その場合において、関係6市町は再度協議を行い、順位の入れ替えをすることができるものとする（条文中、情勢の変化とは、焼却施設（一元化施設含む）と時期が重なる場合や競争を希望する自治体ができる場合などを指す）。

第3条 本協定を履行できない市町は、広域による最終処分場事業から脱落し、独自で対応等の処理を行うこととする。

第4条 その他重要な事項については、関係6市町の協議により決定する。

この協議が譲ったとして本書7通を作成し、関係6市町の長が記名押印のうえ、南城市長（サザンクリーンセンター推進協議会会長）の印をもって捺印し、関係6市町及びサザンクリーンセンター推進協議会がそれぞれ一通を保管する。

平成25年12月2日



来年度より建設のため本格調査

一般廃棄物最終処分場（以下、「最終処分場」という。）の建設については、予定地周辺自治会から次期建設候補地を平成25年12月3日までに決定することを条件に受け入れすることになっていたため、これまで1年をかけて次期候補地についてサザン協理事会等で協議を重ねてきました。南城市に続く輪番順位は、①八重瀬町、②西原町、③豊見城市、④与那原町、⑤糸満市の順となりました。

【輪番順位】

2033年

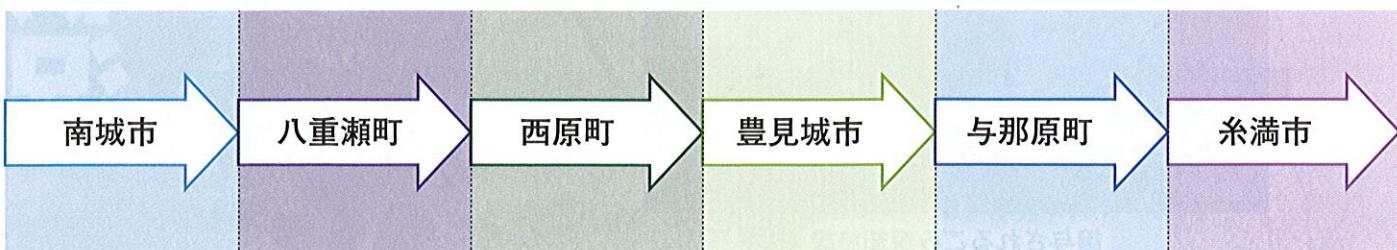
2048年

2063年

2078年

2093年

2108年



最終処分場建設に向けた取組状況

①ごみ焼却施設の譲与（島尻消防清掃組合→南部広域行政組合）

最終処分場建設実施主体である南部広域行政組合は、島尻環境美化センター内のごみ焼却施設（ストックヤード、管理棟除く）を島尻消防清掃組合より譲り受け、防衛省補助事業を活用し、解体工事を実施するため無償譲渡の契約を交わします。島尻消防清掃組合は、譲渡後も不燃ごみ処理がありますので、平成27年度予定の不燃物資源化施設が新設されるまでの間、既存の不燃物処理施設は南部広域行政組合から無償貸与という形での使用となります。

②最終処分場建設用地の確保

最終処分場の用地取得は、地権者や隣接地主の最終処分場に対する理解もあり、平成26年2月25日をもってすべて契約を完了し、南部広域行政組合の財産（取得面積三九、七九八・一三²m、取得に要した費用一六一、五六八、九九六円）となります。また、用地確定の際、隣接地主も同意が必要であったため平成25年11月27日の境界設定の一斉立ち会いにもご協力いただき順調に作業が進みました。

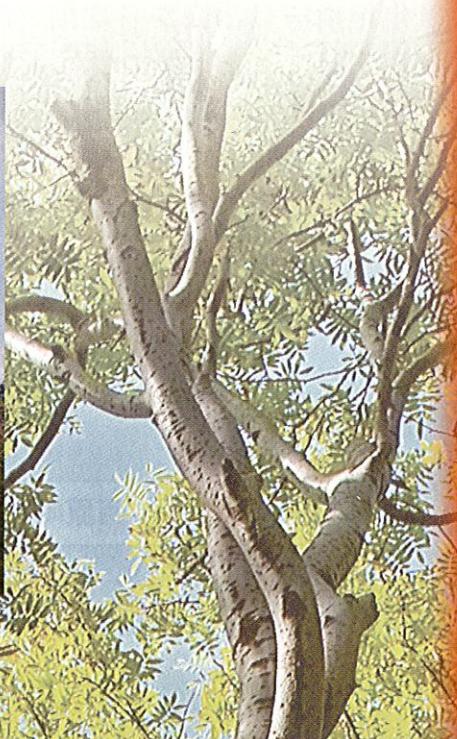
公共地一件、民有地六件、合計七件の地権者交渉は、不動産鑑定評価業務を一社ではなく二社に依頼し、より客観性、より妥当性を求めたことで、地権者に受け入れられ、交渉が難航せずスケジュール通りに進めることができました。



最終処分場の用地遠景



譲与されるごみ焼却施設



③ 東部清掃施設組合の一部事務移管に向けて協議

新年度は、最終処分場建設に伴うごみ焼却施設の解体工事の準備に入ります。平成26年4月1日をもつて島尻環境美化センターの可燃ごみ焼却施設の稼働を止めることから、南城市の一部と八重瀬町は東部清掃施設組合に加入し、可燃ごみ焼却処理を行います。南城市、八重瀬町と東部、島尻両清掃組合で小委員会を開催し、ごみ搬入平準化のため収集日変更など詳細について協議してきました。

【主な協議内容】

- ・ごみ収集について
- ・組合議員の構成について
- ・負担金の取り扱いについて

※東部清掃施設組合に一日に搬入できる収集車の台数が限られていることから、南城市、八重瀬町については、ごみ収集日が変更になる自治会があります。
詳しくは広報誌やポスターなどでご確認ください。

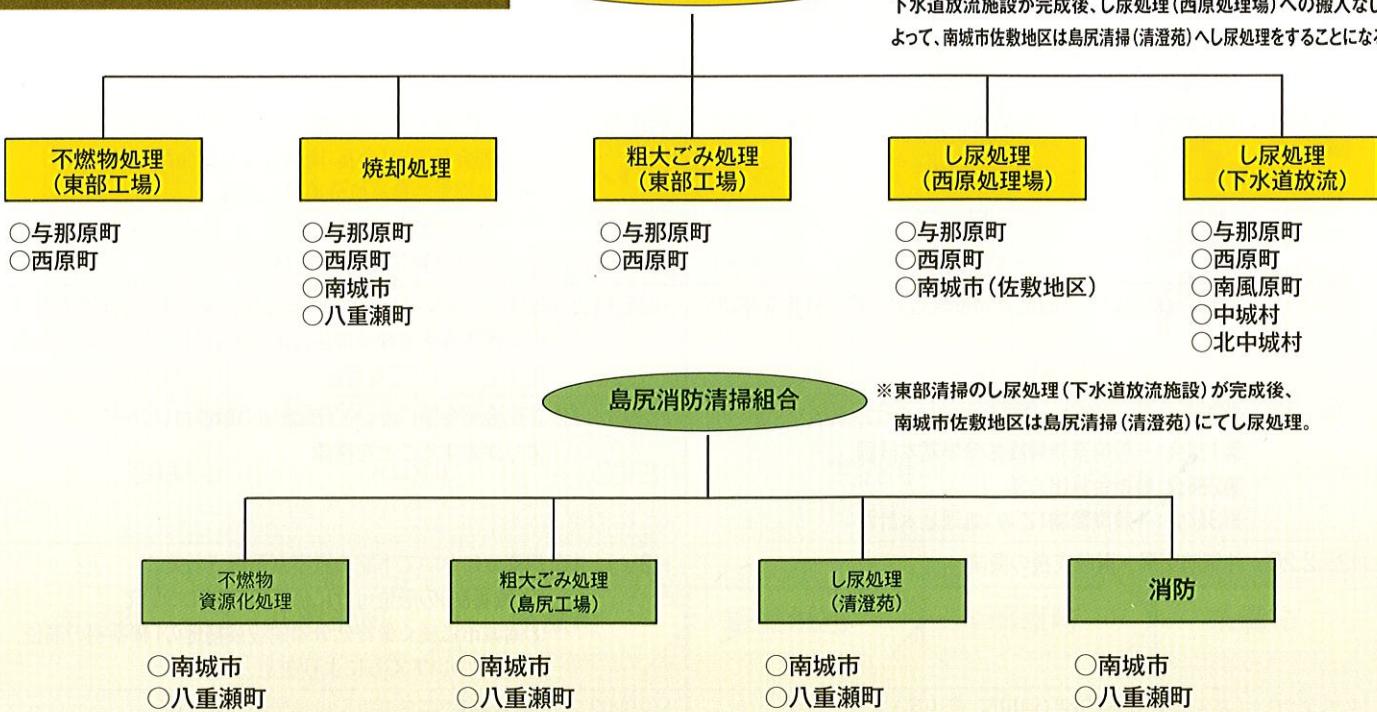


協議の様子

平成26年度以降の組織体制

東部清掃施設組合

※し尿処理(下水道放流施設)は平成26年12月完成予定。
下水道放流施設が完成後、し尿処理(西原処理場)への搬入なし。
よって、南城市佐敷地区は島尻清掃(清澄苑)へし尿処理することになる。



平成 26 年度最終処分場関連事業予定

平成 26 年度は防衛省補助事業を活用し、最終処分場建設地にてごみ焼却施設解体工事設計、土壤汚染調査、生活環境影響調査、測量・地質調査を行います。

ごみ焼却施設解体工事設計

「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」並びに関係法令、規則、諸通達を遵守し、安全かつ適正な解体工事を実施するための設計です。

土壤汚染調査

最終処分場建設予定地内において、土壤汚染対策法等に基づく調査を行ないます。

生活環境影響調査

施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画に反映していこうとするものです。

測量・地質調査

最終処分場建設地にて測量や地質調査を行ない、来年度発注業務の実施設計業務等に必要な資料を得ることを目的とします。

平成 25 年サザン協の動き

H25.1.11 島尻からサザン協へ「島尻環境美化センター跡地にサザン協による被覆型最終処分場を建設する要請について」文書提出	H25.3.19 「基本合意書」調印(前川区自治会)
H25.1.21 理事会において下記の議案が可決された。 ①被覆型最終処分場建設に向けた基本合意書の締結について ②被覆型最終処分場建設地の決定について ③被覆型最終処分場建設に係るスケジュールについて	H25.4.12 正副会長会議において最終処分場規模設定等について確認(事業費見直し)
H25.2.12 第3部会において一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を確認	H25.5.7 理事会において下記の議案が可決された。 ①正副会長選出【会長:南城市長】【副会長5市町長】 ②一般廃棄物最終処分場基本計画 ③負担金算出方法 ④一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
H25.2.15 第1部会において一般廃棄物最終処分場基本計画を確認	H25.11.5 理事会において「最終処分場の建設及び島尻消防清掃組合の可燃ごみを東部清掃施設組合で処理することに伴う費用負担について」を可決
H25.2.15 幹事会において第1~3部会で確認された事項を了承 第1部会:一般廃棄物最終処分場基本計画 第2部会:負担金算出方法 第3部会:一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	H25.11.12 正副会長会議において「輪番制の順位付け」をくじにより決定することを確認
H25.2.26 沖縄防衛局へ財政支援の要請	H25.11.15 理事会において下記の議案が可決された。 ①「輪番制」の順位付けに係る協定書について ②南城市に続く最終処分場建設候補地の「輪番制の順位付け」についてくじにより決定
H25.2.26 「基本合意書」調印式(堀川区、當山区)	H25.12.2 「輪番制」に係る順位付け協定調印式